

福岡市私道整備助成要綱

（通 則）

第 1 条 福岡市私道整備助成金の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和 4 4 年福岡市規則第 3 5 号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（目 的）

第 2 条 この要綱は、公道として認定することが困難な私道の舗装及び側溝の新設等に関する工事（通学路に係る私道については、道路反射鏡の設置工事を含む。以下「工事」という。）を行う者に対し、工事費の一部または全部を助成し、もって生活環境の整備促進に寄与することを目的とする。

（用語の定義）

第 3 条 この要綱において「公道」とは、次の各号に掲げるものをいう。

（1）道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 2 条に規定する道路

（2）公法人により道路として一般交通の用に供されている道路

2 この要綱において「私道」とは、公道以外の道路で、現に一般交通の用に供されているものをいう。

3 この要綱において「工事施行者」とは、私道もしくは私道に隣接するすべての土地の所有者、または私道に隣接する土地に存するすべての家屋の所有者もしくは居住者、あるいは障がい福祉施設の責任者（以下「私道の所有者等」という。）で、当該私道の工事を行おうとする者をいう。

4 この要綱において「通学路に係る私道」とは、小学校または、中学校の学校長が通学の用に供されていると認めたものをいう。

5 この要綱において「障がい福祉施設」とは、保健福祉局が認めた施設及び施設に準ずるものをいう。

（助成の対象事業）

第4条 助成の対象事業は、次に掲げる事業とする。

（1）公道として認定することが困難な私道の舗装及び側溝の新設等に関する工事。

（2）通学路に係る私道については、道路反射鏡の設置工事。

2 次の各号に掲げるすべての要件を備える私道の工事について、予算の範囲内で助成を行うものとする。

（1）幅員が1.0メートル以上であること。

（2）両端の一方が、側溝その他の排水施設が整備され、舗装された公道または他の私道に接続していること。

（3）建設完了後5年以上経過していること。

（4）私道の所有者が工事の施行を承諾していること。また、将来にわたっても一般交通の用に供すること及び上下水道管等の公共施設の埋設等に協力することの承諾があること。

（5）私道の所有者等の全員が工事施行者となること。ただし、市長が認めた場合は、その一部については工事の同意がなされることをもって足りることとする。

（助成の対象者）

第5条 助成の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

なお、本助成金の交付対象者は公募により募集する。

- (1) 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下、「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員もしくは暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (2) 本市の市税を滞納していないこと。

（助成の対象経費）

第6条 助成金の交付対象となる経費は、第4条第1項の助成対象事業に該当する工事費とする。

（助成金の上限額）

第7条 助成金の上限額は、工事予定総額または道路下水道局長が別に定める基準により算定した額のうち、安価な額の2分の1に相当する額とする。ただし、通学路及び障がい福祉施設に係る私道助成については、全額とする。

（助成金の交付申請）

第8条 前条の助成金の交付を受けようとする工事施行者は、代表者1人を選出し、私道整備助成金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 委任状（様式第3号）
- (3) 権利者の承諾書（様式第4号）
- (4) 字図及び工事平面図（1/300～1/500）、構造図（側溝及び道路

反射鏡を設置する場合)

(5) 土地謄本

(6) 収支計画書及び事業計画書

(7) 見積書

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(助成金交付の決定及び通知)

第9条 市長は、前条の規定による助成金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、
適当と認められるときは、助成金の交付の決定をするものとする。

2 前項の規定により助成金の交付の決定をしたときは、私道整備助成金交付決定通知書(様式第5号)により当該申請者に対してその旨を通知するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 申請代表者は、前9条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、私道整備助成金交付取下書(様式第6号)により市長が定める期日までに申請の取下げをすることができる。

(工事の着工)

第11条 申請代表者は、第9条の規定により助成金の交付決定通知を受けたときは、他の工事施行者とともに速やかに工事に着工するものとする。

（事業の変更）

第 12 条 申請代表者は、助成金の交付決定後、収支計画及び事業計画を変更しようとするときは、事前に市長の承認を受けるものとする。

（工事完了の届出）

第 13 条 第 9 条の規定により助成金の交付決定を受けた申請代表者は、工事が完了したときは、速やかに私道整備助成工事完了届（様式第 7 号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

（１）助成事業収支計算書

（２）助成事業の成果を証する書類等（写真等）

（完了検査）

第 14 条 市長は、前条に規定する工事の完了届を受理したときは、速やかに様式 8 号により調査確認し、完了検査を行うものとする。

2 前項の規定による完了検査の結果、工事が助成金の交付決定の内容に適合していないと認めたときは、申請代表者に対し、工事の手直しを命ずることがある。この場合、申請代表者は手直しの命令に従わなければならない。

3 前条及び第 1 項の規定は、前項の規定により工事の手直しを命じた場合についても準用する。

（助成金の額の確定等）

第 15 条 市長は、前条の規定による完了検査の結果、工事が助成金の交付決定の内容に適合していると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、当該申請代表者に対し、私道整備助成金交付通知書（様

式第9号)により通知するものとする。

(助成金の交付の時期)

第16条 助成金は、前条の規定により確定した額を助成事業の終了後に交付するものとする。

(助成金の交付決定の取消し)

第17条 市長は、工事施行者が次の各号のいずれかに該当した場合は、助成金の交付決定の全部または一部を取り消すことがある。

(1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。

(2) 工事が助成金の交付決定の内容に違反したとき。

(3) 助成金の交付決定通知を受けた後速やかに工事に着工しないとき。

(4) 市長が指示した事項に従わなかったとき。

(維持管理)

第18条 工事施行者は、助成により整備された私道について適正な維持管理を行うものとする。

(特別助成)

第19条 市長は、工事施行者(通学路及び障がい福祉施設に係る私道の工事施行者を除く。)のうちに生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者があるときは、第7条に規定するもののほか、当該者が負担すべき工事費用の額の範囲内で市長が認定した額を補助するものとする。

(委 任)

第 20 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、道路下水道局長が定める。

附 則

この要綱は、昭和 52 年 4 月 1 日から実施する。

改 訂 昭和 55 年 4 月 1 日

改 訂 昭和 56 年 4 月 1 日

改 訂 昭和 59 年 7 月 1 日

改 訂 平成元年 4 月 1 日

改 訂 平成 3 年 4 月 1 日

改 訂 平成 8 年 10 月 1 日

改 訂 平成 12 年 1 月 14 日

改 訂 平成 19 年 9 月 1 日

改 訂 平成 24 年 12 月 1 日

改 訂 平成 26 年 4 月 1 日

この要綱は平成 29 年 3 月 31 日をもって廃止する。なお，終期到来後の継続については，その必要性の検証を踏まえた上で，終期到来までに判断するものとする。